

申請に対する処分

処分名	保有個人情報の開示請求に対する決定
根拠法令	奄美市個人情報保護条例第18条
所管課	総務課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

何人も

(2) 申請の方法

保有個人情報開示請求書(奄美市個人情報保護条例施行規則第4条に規定)を提出する。

(3) 許認可等の要件

開示請求に係る情報が次に掲げる情報のいずれかに該当する場合を除き、開示する。

ア 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

ウ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することによって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの

エ 法令等の規定により開示することができないとされている保有個人情報。

オ 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの

カ 市の機関等における審議、検討等に関する情報であって、開示することにより率直な意見の交換や意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ

のあるもの

キ 市の機関等の行う事務及び事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 標準処理時間

30日